

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	都市計画部 計画調整室 市街地再開発担当の吹田市自治基本条例違反について4	> 前回お答えしましたとおり、「2017年頃に条例を改正すべきか検討したが、この点を改正する必要があるとは判断されなかった」という御質問に対して、「はい」か「いいえ」での回答は困難です。 私の質問は「改正に至らなかったという事実」を尋ねたものだとして“明確に”書いてあります。にもかかわらず、市職員は「判断したかどうか」を問われたと解釈を歪めています。これは中学生でも読解できるレベルの文章です。 事実として、2017年頃に条例は改正されませんでした。従って「2017年頃に条例を改正すべきか検討したが、この点は改正に至らなかった」という記述は事実を述べたものです。 この事実をふまえて、次の点について見解をお聞きます。 ・行政が好き勝手に動いても、市民はチェックも修正もできない ・市が自ら定めたルールを守らなくても咎められない という状態を20年近く続けておきながら「市民自治」という看板を掲げていたことになります。市民自治推進室として、こうした体制が「市民自治」を名乗るにふさわしいものと本当にお考えなのか、明確なご見解をお聞かせください。	前回、「都市計画部 計画調整室 市街地再開発担当の吹田市自治基本条例違反について3」にお答えしましたとおりとなります。	市民自治推進室	R7.6.18	R7.7.2

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
2	実子誘拐被害相談窓口の実施について	日々、市民の暮らしを守るため、公務に邁進して下さっている地方自治体のみなさまへ、厚く御礼申し上げます。 既に国会でも取り上げて頂いたとおり、令和5年9月の世田谷区主催の女性限定離婚講座で、参加者に対して「正当な理由のない子の連れ去り(実子誘拐)」を含む複数の不法行為が指南されました。離婚時に自らは制度の抜け穴を不正利用し、相手方には「不当な」不利益を与えるような知識を伝授する講座が全国的に開催されていることが、世田谷区の講座音声流出を皮切りに、青森県男女共同参画センターの講座の実施報告、奈良県女性センターの講師レジュメなど、客観的な証拠と共に明らかになりました。 子どもの権利条約第9条で、児童は「父母と分離されないことを確保」されているにも関わらず、全国各地で親子断絶が推進されているのです。 ある日帰宅したら、家財道具とともに家族が忽然といなくなっている。こんな恐怖はありません。しかし警察には「夫婦喧嘩の延長」と捉えられ相手にされず、結局高額な弁護士に相談するしか道がありません。 何故被害者がこんな負担を強いられなければならないのでしょうか。 今回私どもがお願いしたいのは、貴自治体の相談窓口の対象に「実子誘拐被害」もしくは「子の連れ去り被害」を加えて頂きたい、ということです。HPの相談内容の「家庭・夫婦の悩み」の横に書き加えて頂くだけで構いません。誰にも相談できず、苦しんでいる市民は数多く存在します。地方自治体は、社会問題の変化にきちんと対応すべきですし、その大きな変革を是非、貴自治体よりスタートさせていただきますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。	市民総務室では、市民の方の御相談内容に合わせた専門の相談を実施しております。 法律上の問題につきましては、弁護士による無料の法律相談を実施しており、面談またはお電話で御相談いただけます。 「実子誘拐被害相談窓口」としての専門の相談窓口はございませんが、市民の方から「実子誘拐被害」や「子の連れ去り被害」の御相談がありました際には、法律相談を御案内させていただきます。 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	市民総務室	R7.6.24	R7.7.2
3	吹田市民病院跡地について	この町のまちづくり計画課はどのような意識で動いているかわかりませんが、入札の不調も含めて、その事前の調査コンサルの妥当性も含めて、5年間、あれほどの街中の広大な敷地が廃墟になっていることについて、どのようにお考えでしょうか。 体のいい回答と病院が検討します という回答は不要ですので、せめて今後の見通しや予定についてご回答願います。	市立吹田市民病院の旧病院跡地の売却につきましては、主に新型コロナウイルスの影響による景気の後退や、開発に必要な造成等に係る費用把握が困難であることを理由に入札不調となりました。本市といたしましても、売却の長期化による周辺の住環境への影響は認識しているところです。 現状では次回の具体的な公募時期につきましては未定ですが、同病院や関係部局との連携のもとで地域のまちづくりの観点も踏まえ、各種の課題やスケジュールの整理、市場の調査等に取り組んでおり、引き続き早期の売却に向けて必要な検討を進めてまいります。	健康まちづくり室	R7.6.20	R7.7.3

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4	プレミアム商品券の要望	私は、茨木市と吹田市の丁度、境目辺りに住んでいる吹田市民です。家の近所にイオンモール茨木があり良く利用しているのですが、コロナ時より、定期的に、最近も(令和7年時)『茨木市は、プレミアム商品券』を実施しているのに、吹田市は、一向に実施をしないのでしょうか？他の他府県でも結構、実施をしているのを良く見かけます。イオンモール茨木ではたまに特設会場を設けてプレミアム商品券を交換しているのに、吹田市民である私は、うらやましく見ているだけです。何故、吹田市は実施をしないのですか？ 大阪府は令和の米騒動を受け、子育て支援の第3弾は5千円→7千円に引き上げて実施をしています。住民税はかなり引き上げられております。※今月の給与明細でも、昨年に比べて引き上げられております。 何故、そういった議論にならないのですか？吹田市はアサヒビールなど企業も多く、もっと市民に還元できるのではないのでしょうか？もし後藤市長が止めているのであれば、もっと市民の声に傾むけて欲しいです。	プレミアム商品券の事業につきましては、事業実施までに時間がかかることや、事業費に占める事務経費が高額になることなどを総合的に判断し、事業実施に至らなかったもので、現在のところ本市では実施する予定はございません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。	地域経済振興室	R7.6.27	R7.7.4
5	事故防止によるカーブミラーの設置	道が狭い上に、一方通行ではない為、車でお見合いした時に非常に危険な場所、また3方向から走行できる場所の為、カーブミラーの設置が必要と考えます。徐行しない車もたまにいますので、自転車が飛び出してきた場合、死亡事故にもなりかねません。カーブミラーの設置もしくはそれ同等の事故防止策よろしくをお願いします。 該当場所: 大阪府吹田市内本町2丁目16の電信柱 ラヴィー工内本町の前の道路	現場確認したところ、見通しの悪い箇所が見受けられたため、カーブミラーの設置は可能となります。カーブミラーを設置するためには、カーブミラーを設置する箇所の周辺住民の同意を得た上で、自治会長名で要望書(任意の書式)を提出していただく必要があります。 要望書の提出は、下記連絡先まで持参・郵送・メール、いずれの場合でも差し支えありません。よろしく願いいたします。 【連絡先】吹田市 土木部 道路室 維持補修グループ カーブミラー担当	道路室	R7.6.23	R7.7.4

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
6	C42。「市HP-健都レールサイド公園のサイトへの提言」について	初めて利用される方の事を考えたHPの充実化の提言。速やかに対応をされますように。 1)健都レールサイド公園の施設概要のマップに、トイレ位置、酷暑時期対応での日陰場所・水のみ場・水補給場所など図示が必要と思います。※“健都”の名前を冠せられるのなら…。 ⇒添付画像C42。健都レールサイド公園-1-施設概要 ・マップの健都レールサイド公園と幹線道路とのメイン連絡道路(府道・産業道路の文字)の記入により、来園者はイメージがし易くなる。 ・マップに、“緑の遊歩道”の文字が必要。 2)健都レールサイド公園の施設パンフレットのマップの位置図訂正要。⇒6/17投稿のC37関連。 ⇒添付画像C42。健都レールサイド公園-2-地図訂正要 ・片山交番(片山坂)からJRへのアンダーパス道路から東側への分岐の道路は有りません。またこの道路は西向きの一方通行路で、東方向へは進入不可。 ・片山坂の東側の道路は、昔からの道で細い箇所が有り、途中で交互通行の箇所があります。⇒推奨はしません。 ・サイト内に“緑の遊歩道”の説明文が有りますが、遊歩道のルート図が有りません。⇒イメージが出来ません。 ・健都ライブラリーの位置を分かり易くするために、色分けをするなど、工夫が必要。 3)公園敷地内で、ゲートボールをされているグループが有りますが、説明文・可能位置図、利用手続き申請方法について“施設利用案内”のサイトに記載が必要。 ⇒添付画像C42。健都レールサイド公園-3-ゲートボール 4)「非常災害時にトイレや“かまど”としている設備が有ります」…の記述が有りますが、仮設トイレや“かまど”として利用する時の機材の保管場所はどこですか?。また設置者は誰がされるのでしょうか?。 5)健康増進広場を利用されている方を見かけますが、幼稚園児と思われる利用者にも分かり易い利用案内の説明版になっているのか確認が必要。 ⇒添付画像C42。健都レールサイド公園-4「かべ渡り」、説明版 ※説明版には「小学生以下の方は、利用不可」の記載が有ります。⇒個人的には、遅く育てておられる幼稚園で嬉しく思いますが、やはり近くには管理者の配置が必要と思います。 6)公園敷地の一般歩道部分でのキッチンカー営業や公園の維持管理用の作業車の通行・使用について、吹田警察署の道路の使用許可が必要だと思います。⇒歩道での車の通行時の留意点について、利用案内のサイトでの説明が必要。 ⇒添付画像C42。健都レールサイド公園-5。車両通行・使用 ・公園使用の申請窓口は、健都ライブラリーでしょうか?。それとも市公園みどり室でしょうか?。 7)健都ライブラリーおよび公園の指定管理者がR7年4月に変更されていますが、新しい管理者は前任者から、または吹田市から業務運営についての留意事項の業務引継ぎ書を受けておられますでしょうか?。また上記の現状から現状把握・確認を速やかにされますように。 ※人事室に供覧を願います。市職員の誰かが気付かれないのが不思議。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 「施設概要」ページの図は、公園の「土の広場」、「みどりの広場」及び「健康増進広場」の3つのゾーニングについて紹介しています。給水場所等の公園設備やみどりの遊歩道といった周辺施設の紹介につきましては、指定管理者と連携し、その情報を必要とする方が閲覧しやすい場所、ホームページ等において紹介できるよう努めてまいります。(担当:健康まちづくり室) 2)について パンフレットのマップにつきましては、パンフレットの増刷時において、情報量にも配慮し、必要な情報を精査しながら、より分かりやすい内容となるよう、指定管理者と相談してまいります。(担当:健康まちづくり室) 3)について ゲートボールにつきまして、特段、可能な位置や利用手続きについては定めていませんが、現状の利用状況、問題等を確認した上で、案内サイトへの記載については指定管理者と相談し、検討したいと思います。(担当:公園みどり室) 4)について 設置については、指定管理者及び地域の自治会の方々等を想定しています。そのため、保管場所については一般に周知していません。(担当:公園みどり室) 5)について 利用者にも分かり易い利用案内の説明板についてですが、基本的には小学生以下の利用を不可としており、説明の内容について検討したいと思います。(担当:公園みどり室) 6)について 公園敷地内でのキッチンカー、管理用車両等の通行時の留意点は、申請時や関係先に改めて周知させていただきます。また、公園使用の申請窓口は市ではなく、指定管理者になります。(担当:公園みどり室) 7)について 本市では、指定管理者との間で締結する「基本協定書」において、指定期間満了に際して次期の指定管理者に管理運営業務の引継ぎを誠実に行うことを定めています。令和7年4月からの指定管理者の変更にあたりましては、当該規定に基づく業務の引継ぎが実施されているほか、一部のスタッフについては指定管理者の変更後も継続して就業いただけるよう、雇用の引継ぎも行われていることを確認しています。(担当:健康まちづくり室)	健康まちづくり室、公園みどり室	R7.6.23	R7.7.4

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7	図書館での資料確保遅延についての質問(その2)	2月に予約した資料の確保に時間を要した件で、図書館とのメールやり取りを行っているが、6月23日に送付した質問について回答目安の1週間を過ぎても回答がない。このような未回答は6月2日に次いで2回目である。質問を再送するので確実に回答願う。 (質問1)あなた方が解決済みと主張する根拠 → あなた方の見解として事業者は仕様書に定められた範囲の期間内で対応しており「解決済み」としているが、今回の問題は「原因の差異」であり、期間内の対応とは無関係であるので解決済みとはならない。 しかし早期の幕引きを図るため本来の問題とすり替えてこの自己解決型の問題を提起したのであればそれが(質問1)の答えになる。 この解釈で合っているなら、その旨を回答として返信願う。 解釈が誤っているならば、その点を回答願う。 (質問2)「業務の不慣れ」を主張している根拠 → 市職員は、予約の引き当て作業に時間がかかっていることを把握していたとあるが、この文面では予約の引き当て作業全般に時間がかかっていたことは言えてもこの作業の中に私が予約した資料が作業対象になっていたか否かは不明である。 又、その時の状況は現時点では追尾不能であり、「予約の引き当て作業に時間がかかっていることを把握していた」ということは理由にはならない。 従って(質問2)の回答としては、「当時の作業全般について不慣れで時間を要していたが予約の引き当て作業の個々の物件までは現在では追尾することができない。」という主旨になるかと思う。 この内容でよいならその旨を、異なるならその内容を回答願う。 (質問3)2月22日時点で「資料状態は予約確保中となっていた」ことを証明できる根拠 → 私からの問合せを受け、千里山・佐井寺図書館で資料状態を確認すると、該当資料はすでに確保済であったということであるが、その時の状況は現時点では追尾不能であり、確保済みであったと言える根拠がない。 従って問い合わせた時点で確保済みであったということは根拠がないため却下することとし、改めて6月2日に示した流れに対して異議はないとの回答を願う。 以上	当該案件については、お伝えできる内容は今までのメールや電話での対応ですべて説明していることを繰り返し説明。合わせて今後は回答を控えさせてもらう旨、メールで回答する予定であることを伝えると、自分は図書館からの説明内容については全く了解していないが、その内容のメールなら、もう回答は不要と言われる。	中央図書館	R7.7.1	R7.7.4

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
8	DV被害に関する市の広報表現について	男女共同参画センター・デュオ発行の「ソフィア」令和7年 Vol.107 5ページに、 >Q2 DVの被害者は女性とは限らないって本当…？ >そくだよ(……)でも、数から言えば圧倒的に女性の被害者が多い(……)とあります。 しかし、内閣府の令和5年度「男女間における暴力に関する調査」では以下のような結果が示されています。 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h11_top.html ・配偶者からの暴力を受けたことがある:女性27.5% 男性22% ・そのうち、命の危険を感じた割合:女性15.6% 男性7.5% 女性の被害率の方が多いのは事実ですが、「圧倒的に女性の被害者が多い」といえるかは疑問の余地が大きいです。 読者に先入観を与えないために、「圧倒的に多い」という主観的な表現ではなく、客観的な数値を示すべきです。 DV被害は男女双方に存在する問題であり、このような表現は男性のDV被害を矮小化します。 吹田市が進めているWリボンプロジェクトも同様です。女性と児童に対する暴力防止のシンボルしかないのは、男性の被害がある現実を捉えていません。 内閣府のデータによれば、男性が1000人いればDV被害を受けた人は220人、うち命の危険を感じた人は16.5人です。 被害者が存在する以上、支援や情報提供は公平であるべきです。数の多寡にかかわらず、すべての被害に対して等しく向き合う姿勢が公的機関には求められます。	「圧倒的に女性の被害者が多い」という表現について 令和6年に内閣府男女共同参画局が公表した「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等(令和5年度分)」においては、全相談件数74,135件のうち、女性からの相談件数が71,331件と圧倒的多数を占めています。 また、同局がホームページ上に掲示している「配偶者間における犯罪(殺人、傷害、暴行)の被害者の男女別割合」(令和2年検挙件数)においては、総数6,759件のうち女性被害者の数が6,006件となっています。 しかしながら、〇〇様の御指摘のとおり、内閣府の令和5年度調査においては、圧倒的に女性被害者が多いとはいえません。 啓発誌の編集に当たっては、より広く資料を参照し、より適切な表現でお伝えしていくよう努めてまいります。 Wリボンプロジェクトについて 内閣府では、毎年11月に「女性に対する暴力をなくす運動」を実施されており、また、厚生労働省では、毎年11月を児童虐待防止推進月間と定め取組を行っています。 そうしたことから、本市では、毎年11月にWリボンプロジェクトとして、女性と児童への暴力防止について啓発を行っているものです。 今後はこれらの省庁の動向を鑑みながら、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である暴力に対処して参りたいと考えております。	男女共同参画センター	R7.6.23	R7.7.5

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
9	C40。「令和7年度 点字講習会の申込受付」のタイトル、内容に工夫が必要	標題について、6月21日に市HP新着情報に掲載されましたが、サイトを開くと…⇒受講者のことを考えた記載が必要。 ⇒添付画像C40。点字講習会。新着-タイトル ⇒添付画像C40。点字講習会。サイト 1)講習会の実施内容の項目・記載が有りません。⇒これでは、対象者が不明で困られます。 2)開催期間が、2025年9月4日(木)から11月6日(木)までの毎週木曜日(全10回)…との事ですが、講習内容が、毎回同じ内容なのか、連続性のあるものなのか？不明(例:スマホの講習会のように受講レベル習熟度の差の有無)。⇒説明文が必要。 3)“対象”の項目の説明文には、一般コース:【定員20名】。中途失明者解説コース:【定員3名】の記載。⇒これでは、対象者が不明。 ・一般コースの場合、点字の機械を使った点訳作業(ボランティア)で初めての参加者も可なのか、視覚に障がいのある方の点字の判読の講習(勉強会)なのか？が不明。 ※子育てを終えた方や定年退職された方が、社会への恩返しや人生の充実化を考えておられる方がおられるかも…。 ※以前に点字を習熟されたが、最近の音訳からの情報収集で、点字から遠ざかって いる方の学び直しの方がおられるかも…。 ※小学生時に学校の授業での点訳体験を思い出して、「続きをやってみたいな～」と 思われる方も… 4)申込み締め切り日が、2025年7月18日(金曜日)…の記載ですが、開催期間が9 月4日から11月6日迄で有り、予定が立てにくいと思います。⇒受講者の都合を考え た企画が必要と思います。 5)“応募多数の場合は抽選”…の記述がありますが、福祉部 障がい福祉室は、受講申 し込みをされた方には、“受講の可否”について、いつどのように、どのような方法で 連絡をされますでしょうか？。⇒受講者には、応募者数は分かりません。⇒連絡があ る迄、他の計画が立てられません。 6)もしかして、“点字技能検定試験を受ける方のための講習会”を考えておられる 方？がおられるかも… ※人事室に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	吹田市ホームページを修正いたしました。	障がい福祉 室	R7.6.23	R7.7.7

令和7年度（2025年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
10	C41。「片山市民プール」のサイトの整理・訂正が必要。 C41-2。「片山市民プール」のサイトの整理・訂正が必要。	片山市民プールのHPサイトは、吹田市のサイトと指定管理者のサイトが有り、表記の方法の違いや間違っている箇所が有り、一度、整理・見直しが必要。 1) 夫々のHPのサイトは、初めて吹田市民になられた方が多い中、複雑で分かり難いです。 【片山市民プール】 ⇒添付画像C41。片山市民プール。サイト 2) 地図の拡大・縮小がワンステップ必要。＋、－のマークが欲しい。⇒地図に加えて“アクセス”の追加が利用者に分かり易い。 3) 利用時間の夏期以外(9月～6月):⇒現在、記入無し。【屋内プール・トレーニング室】の表記が必要。 ・利用時間の夏期以外(9月～6月):⇒指定管理者のサイトに、冬期(7、8月以外)。■開館時間(9月～6月)。…の3種類あり。⇒市HPの表記に統一をされたら？ ・夏期(7月、8月)【屋外プール】に【幼児用変形プール】を追記されたら、良いと思います。 4) 休館日:(7月、8月は休館日なし)ですが、片山市民プールご利用案内PDFには、「7月1日～5日及び8月末の3日間は、清掃ため室内プールはお休み」の記述があり、整合性が必要。同じ記述が、吹田市民プールのアクセスのサイトにも記載有り。確認要。 ・水泳大会が例年、開催される事から、追記要。 ⇒添付画像C41。片山市民プール。利用案内、料金PDF ⇒添付画像C41。吹田市民プール。アクセス。清掃休み 【指定管理者の吹田市民プール】 5) 指定管理者のサイトの冒頭には“吹田市民プール”の表記であり、“片山市民プール”に統一が必要。 6) 指定管理者のサイトは、【プール】と【トレーニングルーム】事業が混在しており、非常に分かりづらい。プール事業と分けたサイトの構成にできませんでしょうか？ ⇒添付画像C41。吹田市民プール。サイト。お知らせ ・お知らせの下には、自主事業教室のカレンダー(火曜日が定休日)が有り、プールの定休日と勘違いしそう。 ・料金表があるが、吹田市民の内容であり、下には、“料金案内”のリンクが貼られており(市外・高齢者・障がい者)、不要と思います。 ⇒添付画像C41。吹田市民プール。カレンダー。料金 7) 指定管理者の【施設案内・施設設備】:上記の(6)同様、【プール】と【トレーニングルーム】事業が混在しており、非常に分かりづらい。 ⇒添付画像C41。吹田市民プール。施設案内・施設設備 ・施設のご利用案内:屋外・屋内・幼児用変形プールの利用案内に年齢・身長制限の記述があり、利用者に分かり易いようにレイアウトの整理が必要。 ⇒添付画像C41。吹田市民プール。施設利用案内 ・冒頭の【室内設備】は、間違い。⇒項目に屋外プールの記述も有り、混在している。 ・プールには駐車場がありませんので、車でのご来場をご遠慮ください。⇒間違い。 ・プールごとに入場の身長制限があります。⇒年齢制限も有る事から、分割後の【プール】事業の項参照の記載。 ・冬期温水プールは、水質保全のため、水泳帽子の着用が必要です。⇒夏も必要な事から、室内プールは、水泳帽子の着用が必要に訂正要。レンタル(100円)の追記要。 ・その他、「監視員の指示に従って下さい」など、追記事項が有れば記載。 ※C41-2に、つづく ※添付画像は別メールにて送信。 8) 下段に“アクセス”のリンクが貼られているが、内容は、営業時間・定休日の記載があり、吹田市のサイトと重複する部分があり、また他のサイトとの重複の箇所は無用で有り、吹田市のサイトへの整理が必要。 ⇒添付画像C41。吹田市民プール。アクセス。清掃休み 9) 下段に“障がいのある方へ”のリンクが貼られているが、障がい者は、体の部位、程度は多岐にわたるため、どのイメージを想定がされているのか不明。制約事項の有無など、例示が有れば分かり易い。 ・数年前には、視覚に障がいがある方が、パラリンピックの補強選手で毎日2,000m？泳いでいた方がおられました。 ※現在は、屋内プールで高齢者の方が水中歩行などでの体幹維持をされている…と聞いております。 10) 吹田市民プール利用料金のサイト【備考】欄 ⇒添付画像C41-2。吹田市民プール料金・備考 ・使用者の住所が吹田市外である時は、(後略)割増し料金。の記述がありますが？⇒吹田市内在住(殆どの利用者)の場合は、証明できるものを提示されているのか疑問。⇒提示が無用の現状であれば、この項は抹消されたら…。 ・吹田市内在住・在勤・在学の障がい者(児)の方は無料。⇒吹田市外の障がい者(児)の方の料金の取扱いの記載要。 ・トレーニングジム利用料金の項の中に、“プールは、午後6時以降中学生以下は、(後略)”⇒関係が無い事項の記載⇒削除要。 ※ 障がいの程度等により障がい者1人につき複数人の介助者を必要とする場合、当該介助者については使用料を免除とする。 ⇒記載無きため追記要。 ※生活保護世帯の場合の料金について⇒記載無きため追記要。 11) 片山市民プール。利用案内PDFのサイトの訂正箇所他。 ・全体的に分かり易く、よくまとまっているので、上記の項目の中で活用されたら… ・休館日:(7月、8月は休館日なし)ですが、片山市民プールご利用案内PDFには、「7月1日～5日及び8月末の3日間は、清掃ため室内プールはお休み」の記述があり、整合性が必要。同じ記述が、吹田市民プールのアクセスのサイトにも記載有り。 ・プールの欄外に記載の、※中学を卒業した方(15歳～)一般料金になります。⇒※中学を卒業した方(18歳～)に訂正要。 12) 昨年4月1日に指定管理者が交代されているのに、HPのチェックがされていない現状。⇒今年夏にプールの利用者の安全が確保出来るのか?…心配。 ⇒昨年の夏にも別件で投稿をしており、文化スポーツ推進室は、利用者の安全確保と利便性を考慮願います。 ※人事室に供覧を願います。市職員の誰かが気付かれないのが不思議。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	御指摘ありがとうございます。 いただきました内容について、本市ホームページを修正いたしました。 また、指定管理者が作成しているホームページにつきましても、いただきました御意見を参考に、掲載内容を見直すよう指定管理者に共有しております。 今後も、市民へのわかりやすい案内に努めてまいります。	文化スポーツ推進室	R7.6.23	R7.7.7

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
11	吹田市が業務委託する警備会社から誤った情報を提供されたことにより損害を受けたので補償してほしい	文化スポーツ推進室の〇〇さまとやりとりしていましたが、内容としては市政への問い合わせになるかと思い、こちらに連絡させていただきます。(必要に応じて〇〇さまへ経緯ご確認ください。) 山田スポーツグラウンドを警備する〇〇さまから誤った情報提供を受け、それにより損害が生じており、大変に腹立たしい思いをしており、吹田市として補償の検討をお願いしたいです。 以下、経緯を記します。 4月19日に山田スポーツグラウンドの駐車場で当て逃げ被害にあいました。当てられた駐車位置と、この駐車場から出ていく全ての車のナンバーと運転者の顔が映る防犯カメラが、同野球場入口にあることが分かったので、その映像の保存期限を、同カメラを管理する〇〇へ確認したところ「83日間」であると回答されました。さすがに長いな…と思い、確認のため再度電話し別の方に聞いても「83日間間違いない」との回答でした(1度目の電話:〇〇さま、2度目の電話:〇〇さま)。 このカメラの存在を警察へも報告したのですが、担当捜査員(吹田警察署 交通捜査係の〇〇さま)では映像の取出が難しいとのことだったので、文化スポーツ推進室による映像の取出を依頼したところ、同室の〇〇さまが対応してくださいました。しかし、現地で映像確認したところ、なんと「映像の保存期間は2週間だった」と連絡いただきました。この時点で、すでに2週間は経過してしまいました。 本件、最初から「2週間しか保存されない」とわかっていたら、警察や、文化スポーツ推進室さまに対応を急ぐよう願うできたのに、「83日間」という誤った情報を受け取ったことによりそれが出来なかったという事になります。 結果、犯人は見つからず、私の方では保険修理の免責額10万円+翌年からの保険料値上見込額4.4万円の損害が生じています。 税金で設置された防犯カメラの映像が、吹田市が業務委託する警備会社の不手際(誤った情報提供)により、納税者かつ施設利用者に生じた犯罪被害(当て逃げ被害)の犯人特定に活用できなかったというのが、なんとも腹立たしいです。 知人や親族の中には「SNSなどで拡散だ」とか「報道で取り上げてもらえ」とか言う者もおりますが、そんなことをしたいわけではありません。ただ、この損害14.4万円を市から補償いただくことを検討いただきたいです。 お忙しいところ申し訳ありませんが、ご対応宜しく願いいたします。	指定管理者が委託した警備会社の対応により防犯カメラの閲覧ができなかったとのことですが、市と警備会社との間に使用関係はなく、警備会社の行為について市が責任を負う関係にはありませんので、市が車両事故の損害を補償することは致しかねます。 なお、今回の事案につきましては、指定管理者を通じて警備会社へ共有しております。ご理解賜りますようお願いいたします。	文化スポーツ推進室	R7.6.23	R7.7.7

令和7年度（2025年度）市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
12	吹田市地域自立支援協議会の具体的成果とその記録に関する照会	吹田市にも設置されている地域自立支援協議会は、厚生労働省が「地域の関係者が集まり、相互に連絡を図り、地域の障害者等への支援体制について課題を共有し、連携し、地域の実情に応じた支援体制について協議し、整備を図る」と定めたものです。 全体会議の議事録(過去10年分)を確認したところ、 ・現状や課題の報告 ・～がわかった ・～を検討していく、～していきたい など、いずれも「計画(Plan)」段階の内容にとどまり、実際に「整備を図った」実績(Do・Check・Act)が確認できませんでした。 【質問1】 「吹田市地域自立支援協議会の概要」によれば、全体会議で検討した内容は、吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会に送られ、同分科会において福祉計画の作成・変更時に再度全体会議に意見が求められる仕組みになっています。過去の議事録の中で、この一連の過程が実際に行われたことを記載した箇所をお示しください。 【質問2】 地域自立支援協議会の活動により、「地域の障害者等への支援体制が整備された」具体例をお示しください。 その整備がどのような過程を経て実施されたかが議事録で確認できるものに限ります。その該当箇所を併せてお示しください。 【質問3】 「市民の声」2022年度 3月分 において指摘した以下の点について、「改善に努めてまいります」とのご回答でした。いつ、どのように改善したのかお教えてください。 > 5月 委員から指摘された書類(地域自立支援協議会の概要)を修正すると言ったが、未だに修正されていない > 8月 議事録の修正点をメールで送ったが、未だに修正されていない > 11月 事務局からの添付ファイルが winmail.dat になる件について調査すると言ったが未だに回答なし(添付ファイルが開けない人がいる可能性がある)	【質問1】でお問い合わせの「全体会議で検討した内容は、吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会に送られ、同分科会において福祉計画の作成・変更時に再度全体会議に意見が求められる仕組み」が確認できる、議事録の該当箇所について 令和6年(2024年)3月策定の、「障がい者支援プラン(第7期吹田市障がい福祉計画・第3期吹田市障がい児計画)」の策定時には、地域自立支援協議会での議論も踏まえて計画を策定するとともに、地域自立支援協議会の委員の皆様から個別に御意見を伺いました。 しかし、「全体会議として検討した課題を元に、専門分科会において施策化を検討し、計画に反映する」ということは策定プロセスにおいて十分に行うことができず、そのことを確認できる議事録はございません。 今年度から地まります次期計画策定におきましては、前回の反省を踏まえ、地域自立支援協議会と障がい者施策専門分科会との連携を図ることが重要と認識しております。 具体的には、地域自立支援協議会から課題等についての情報共有を行い、それを元に施策化した計画について御意見をお伺いするという循環の仕組みを機能させていきたいと考えております。 【質問2】地域自立支援協議会の活動により、「地域の障がい者等への支援体制が整備された具体例」及び「議事録でその内容が確認できる箇所」につきましては、以下1から3のとおりです。 1 通学支援について(令和7年4月から実施) (1)平成28年度(2016年度)第1回自立支援協議会議事録3ページ、3議事(1) (2)平成29年度(2017年度)第2回自立支援協議会議事録4ページ下から3行目、通学支援検討プロジェクトの報告 通学時の支援についてのアンケート結果や制度構築の進捗報告をもとに、制度設計への意見を聴取しています。 (3)令和6年度(2023年度)第2回自立支援協議会議事録4ページ、(3)令和7年度実施予定の障がい福祉施策 令和7年度(2024年度)当初予算における拡充等の取組として通学支援事業が制度化されたことについて、御報告しています。 2 地域活動支援センターの整備について (1)平成30年度(2018年度)第1回自立支援協議会議事録1ページ、精神障がい支援部会より報告 精神障がい者への支援の選択肢として、地域活動支援センターが担う役割についての意見を聴取しています。 (2)令和元年度(2019年度)第1回自立支援協議会議事録4ページ、6.地域活動支援センターりあんについて 地域活動支援センターりあんの開所と事業内容を御報告しています。 現在は、地域活動支援センターりあん(令和元年(2019年)10月開設)、 地域活動支援センター赤レンガ(令和4年(2022年)4月開設)、 地域活動支援センタールピア(令和5年(2023年)4月開設)の3センターを設置しています。 3 障がい者相談支援センターの整備について(平成31年4月6か所開設) (1)平成30年度(2018年度)第1回自立支援協議会議事録7ページ、3.吹田市障がい者相談支援体制の再構築について (2)平成30年度(2018年度)第2回自立支援協議会議事録4ページ、3.吹田市障がい者相談支援体制の再構築について 障がい者相談支援センターの果たすべき役割や求める機能についての意見を聴取しました。 その後開設した6か所の障がい者相談支援センターの運営に反映しています。 詳細につきましては、下記URLをご参照願います。 【吹田市ホームページ】 https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1024933/1018687/1018688/index.html	障がい福祉室	R7.6.18	R7.7.11

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
			【質問3】「市民の声」2022年度 3月分 において指摘した以下の点について、「改善に努めてまいります」とのご回答でした。いつ、どのように改善したのか、につきましては、以下1から3のとおりです。 1 5月 委員から指摘された書類(地域自立支援協議会の概要)が未だに修正されていないとのご指摘につきましては、令和4年(2022年)4月の当事者会での意見、概要図における当事者会の配置位置などのご意見を踏まえた上で必要な修正を行い、吹田市地域自立支援協議会の概要図としてホームページに掲載しております。 現在の概要図につきましては、下記URLをご参照願います。 【吹田市ホームページ】 https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1024933/1018687/1016845.html 2 8月 議事録の修正点をメールで送ったが、未だに修正されていないとのご指摘につきましては、以下の点について、吹田市ホームページ当事者会(吹田市自立支援協議会)に掲載の議事録を修正しております。 (1) 令和4年度(2022年度)4月定例会 会議録(要旨)について【追記修正】 ① 会長と副会長の役割について、追記 ② 今回の公募について 【結論】の前に【委員の意見】を追記しました。 (2) 令和4年度(2022年度)5月定例会 会議録(要旨)について【追記修正】 ① メールアドレスの開示について 1の【事務局からの報告及び提案】とし、最初に以下を追記。 4月にレジュメをメールにて事務局から一斉送信した際に、各委員のメールアドレスが互いにかかる状態となっておりました。 (3) 令和4年度(2022年度)6月定例会 会議録(要旨)について【修正なし】 ホームページ公開分の会議録(要旨)には、委員の個人名は掲載していません。 (4) その他、吹田市の庁内情報システムのアドレスは、 ホームページ公開分の会議録(要旨)フッター部分に記載はなく、委員の皆様への送付分についても令和4年度(2022年度)6月定例会分から記載しないようにしております。 また、フォントについてもユニバーサルデザイン(UD)のゴシック体を使用しております。 当事者会の議事録につきましては、下記URLをご参照願います。 【吹田市ホームページ】 https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1024933/1018687/1016839.html 3 11月 事務局からの添付ファイルが winmail.dat になる件について、 当時、メール作成の書式設定を誤り、リッチテキスト形式でお送りしてしまったものと思われます。 加えて、送信側と受信側のメールソフトが異なっているとリッチテキスト形式ではデータ認識トラブルが発生する場合がありますという原因の究明及び〇〇様への御説明ができておらず、申し訳ありませんでした。現在はトラブルが発生しないよう、テキスト形式で作成しております。 何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。 また、回答にお時間を頂戴しましたことをお詫びいたします。			
13	議員の期末手当、市職員給与と比較している民間給与について3	前回のご回答では、いずれの指摘についても「問題はないと考えている」とされていますが、どのような根拠に基づいて「問題はない」と判断されたのかが一切示されていません。 私は、単なる感想ではなく、具体的な理由と論拠を提示して問題を指摘しました。 にもかかわらず、それに反論することなく「問題ない」とするだけでは、市民に対する説明責任を放棄していると受け取らざるを得ません。 それぞれの指摘について、以下の点を明確にお答えください。 【質問1】なぜ「期末手当を記載しないこと」が誤解を招かないと判断できるのか。 【質問2-2】なぜ「多くは市外で働く市民の給与」と「市内で勤務する市職員の給与」とを比較することが妥当であると判断するのか。	【質問1】について 市議会議員の報酬につきましては、職員の初任給等の給料月額表に合わせて、参考として報酬月額を掲載させていただいております。 【質問2-2】について 市報については、市民に市政に関する情報を提供する考えから、比較として吹田市に住民票があった者の平均給与額を掲載させていただいております。	人事室	R7.6.27	R7.7.11

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
14	市職員が罰則のない法令に違反した場合の対応5	こちらが4回目の質問で尋ねた、 >こちらの質問は「人事室が事実確認等を行った上で総合的に判断し、どのような処分を行うのか」です。何をどう確認したのか、どう判断したのか、詳細にお教えください。 に対し、市は >これまでの回答のとおりです と回答しました。 では、これまでの回答を以下に整理します。 ・1回目の回答： >事案の内容を総合的に判断し、対応しております ・2回目の回答： >事案の内容につきましては、事実確認等を行った上で、総合的に判断しております ・3回目の回答： >回答所属において、適切に対応をさせていただいております 【質問3】 ・どの回答に「詳細」が記載されているとお考えなのか、「〇回目の回答」と明記の上でその該当箇所を引用してください。 ・あるいは、詳細な回答はしていなかったと認めた上で、詳細に説明してください。	1回目、2回目、3回目及び4回目の回答につきまして、これまでの回答のとおりです。	人事室	R7.6.30	R7.7.11

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15	C43。「百日咳が流行しています。」について提言。	標題について、4月9日に大阪府感染症対策課が、注意喚起をされているのに、吹田市HP(感染症)のサイトには「百日咳」の項目が無いことから、4月16日に「C11」にて投稿。⇒地域保健課は市HPに4月28日に掲出がされました。 ・最近、標題についての報道が多く有り、市のHPを見ると、6月13日に更新がされていましたが、6月13日の市HP(Top頁)新着に掲出がされていません。 ⇒添付画像C43。百日咳の市サイト ・サイトの冒頭に「2018年から2024年の同時期に比較し最も高い報告数で推移しています。」の記述がありますが、余程関心がある方以外、目に触れる事は、殆ど無いと推測します。 ⇒添付画像C43。百日咳。新着に無し 1)⇒まずは、市HP(Top頁)への速やかな掲出で市民への注意喚起が必要。 ※今年の大阪府の第25週の累計感染者数は、約1,750人。昨年2024年の大阪府の累計感染者数は、289人。今年の吹田市が含まれる豊能ブロックの累計感染者数は、現時点で133人。感染者数の推移グラフでは、第14週～第25週まで、ほぼ直線で例年の数倍の右肩上がりの状況。 ⇒添付画像C43。百日咳。大阪府の累計感染者数推移グラフ。最高更新 2)サイトの冒頭の説明文の末尾に、「※大阪府の累計感染者数推移グラフを参照」を付記されれば、分かり易いです。 ・感染者の年齢では、小学生から中学生の世代が多い。また0歳児の感染も多く、4月に死亡事例もあり、新生児や乳児早期では、肺炎、脳症を合併する…との事です。酷暑期での通院は大変です。 ⇒添付画像C43。百日咳。大阪府内の年齢分布グラフ。 3)感染者数が右肩上がりの状況の中から、お盆時期の医療機関の休診の時期までに減少傾向にする必要があることから、健康医療部 地域保健課は、市HPへの掲出のみでは無く、小・中学校への直接的な情報周知について、一考されませんか？。 ※広報課に供覧を願います。 ※人事室に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について ご指摘を踏まえ、本年7月9日に市ホームページの新着情報に、百日咳の流行及び感染防止対策に関する注意喚起を掲載しました。 2)について ご指摘を踏まえ、サイトの冒頭の説明文の末尾に、「※大阪府の累計感染者数推移グラフを参照」を追記しました。 3)について 保育・幼稚園や小・中学校等の市内教育・保育施設及び市内医療機関に対しては、大阪府感染症情報センターが公表する最新情報を当課より毎週メールで還元しており、注意喚起に努めているところです。	地域保健課	R7.6.30	R7.7.14
16	北千里 まちなかりびングについて	新しい図書館が出来て 立地もよくて 本を借りやすくなり喜んでおります。 それに加えて、館長と思われる方が 朝からお花にお水をあげたり 清掃されている姿などをおみかけしますと とてもこの施設を大事に思われていて 利用者さんに気持ちよく過ごしてもらいたい！という気持ちが伝わってきて とても心が豊かになります。 今はとても暑いですが 開館前には汗だくになりながら他の職員さんと一緒にテントを張ったり イベントの準備なども手伝っておられて素晴らしいです。こんな上司が私の職場にもいて下されば みんなが気持ちよく働けるんだらうなあと考えてます。今後ともよろしく願います。 お体を無理されませんようにだけお伝えしたいです。	日頃から、まちなかりびング北千里をご利用いただき、誠にありがとうございます。 当施設は、指定管理者制度を導入し、指定管理者により管理運営をしている施設でございます。 館長をはじめとする職員の姿勢にご満足いただけたこと、大変嬉しく思います。利用者の方々に快適に過ごしていただくため、指定管理者の職員一同、日々努力しております。 また、暑い中でのイベント準備など、ご心配をおかけしておりますが、今後も安全に配慮しつつ、皆様に喜んでいただけるサービスを提供できるよう努めてまいります。 温かいお言葉、本当にありがとうございました。 今後とも、まちなかりびング北千里をよろしくお願い申し上げます。	まなびの支援課	R7.7.1	R7.7.15

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
17	マイナンバーについて	マイナンバーの申請のお手紙が きたのですが スマホにしる 郵送にしる 市役所までとりに いかないと いけません。でも体調が悪いので郵送にするのに なんか年寄いじめですか？いいかげんにしろ！ 【かきどめだい別に支払うから それであかんのか聞きたいです☺	マイナンバーカードについては、顔写真付きの本人確認書類の機能もあるため、カードの顔写真と本人との同一性を確認の上交付することと国の事務処理要領に記載があることから、申請時または交付時に来庁いただく必要がある旨説明しました。	市民課	R7.7.22	R7.7.23
18	北千里駅のイオンのダイソーにいた不審者について	7月8日16時37分頃、北千里駅のイオン6階のダイソーのエレベーターに不審者が乗ってきて3階で他の人が降りたあとに二人っきりになりました。この男はおかしいのでは？と思いエレベーターに乗る前から後ろを振り向いてマークしていると、6階に上がる途中で舌打ちをしてきたので後ろを見ると何かぶつぶつ文句を言っているようで、私が降りてもついてきてキモイだのなんだの中傷してきました。こういう頭のおかしな輩が最近特に北千里駅で急増しています。この手の輩に絡まれたのは約2年ぶりですが、最近こんなやつばかりで北千里の治安はとてもじゃないけど他人に勧められるものでもなくなりました。この感じだと〇〇などの南部より治安が悪いのではないのでしょうか？少なくとも数百回行っている大阪市内で不審者に絡まれた記憶はないので市内より圧倒的に治安悪いですよ(〇〇の治安の悪さは別格として)。 北千里駅周辺のパトロールの強化を要望していますが、秋から冬にかけてを中心にたまに警ら中のパトカーを見ますが効果は薄くなっています。年末が近づくとも警察官がロータリーに立っていたりはしますね。千里中央では警ら中のパトカーをほぼ見たことがないことから北千里の治安が悪化していることは明白です。意見交換会でもこのことを発表すると賛同が得られたことから他の住民も感じていることです。生まれ育った北千里がこうやって他所から入ってきた人の手で潰されるのが本当に許せない。北摂に住んだら北摂のルールやマナーを守れ！ 北千里の治安は早急に改善しないといけないと思います。これに石破政権が目指している外国人との共生。私はこんな状況で外国人入るとか何考えてるんだと思いますが、おそらく自民党のことですから入れまくるでしょう。うちの近くにも〇〇が大量に入居してきました。このままでは北千里どころか隣の千里中央の治安までもが10年後には悪化する可能性大であります。 千里中央はまだ富裕層っぽい人も多く歩いているのでマシではありますね。特に土日のせんちゅうパルの2階(モノレールから来るので近場の富裕層が多いと思われる)は富裕層のファミリーを中心に雰囲気がいいです。まあ平日は通勤客がいるので論外ですが。 こも北千里みたいになったら本当に終わりですよ。 吹田市としてこの状況をどう考え、どう改善していこうと思っているのか考えをお聞かせ願いたいです。 いまだに吹田市は何もしないどころか人口をさらに増やして犯罪やトラブルを増やそうとしていますね。人口が増えればトラブルが増えるのは当たり前の話。 阪急の線路を挟んだところ(ローレルコートの向かい)の団地は更地になっていますが、そこも建て替えるのでしょうか？ 府営の住民が増えれば質の悪い住民が来るのは明白なので断固反対です。	北千里駅周辺の治安について 吹田市では、大規模な開発が市内で実施される際には環境まちづくり方針に基づく事前協議として開発事業者に対して防犯対策の徹底や地域との連携を行うよう指導することで、周辺の安全・安心な生活環境の維持に努めています。 また、防犯活動において地域での見守りは重要な取組の一つであり、吹田市の中でも、青色防犯パトロール車による見守り活動やわんわんパトロール等の地域住民主体での自主防犯パトロールが実施されている地域もあります。吹田市としてその活動を支援していくことで、地域防犯力の強化に努めていきたいと考えています。 (担当:危機管理室) 府営住宅の建て替えについて 大阪府へ問い合わせをしましたところ、府営住宅の建設予定があるとのことでしたので、御意見につきましては大阪府へ情報提供させていただきます。 大阪府のホームページにも本市と同様に「府政へのご意見」を伝えるサイトがございますので、参考までに御案内させていただきます。 https://www.pref.osaka.lg.jp/fumin/fusei_iken/index.html#kangaekata 市役所以外の他機関に係る申し出については、お手数をおかけしますが、直接、その機関へ連絡していただきますよう、お願い申し上げます。 (担当:市民総務室)	危機管理室、市民総務室	R7.7.9	R7.7.24

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19	議員の期末手当、市職員給与と比較している民間給与について4	>回答1)市議会議員の報酬につきましては、職員の初任給等の給料月額表の表に合わせて、参考として報酬月額を掲載させていただいております。 ・問題の本質は「記載しないと、市議会議員に期末手当がないと誤解を招く」ことです。この回答は、その誤解が生じないと判断した根拠を示しておらず、問題の本質に答えていません。 ・なお、市報には職員の期末手当・勤勉手当が明記されています。形式上合わせるのであれば、市議の期末手当も同様に記載しなければ、表記の一貫性に欠けます。 >回答2-2)市報については、市民に市政に関する情報を提供する考えから、比較として吹田市に住民票があった者の平均給与額を掲載させていただいております。 ・問題は「その比較が妥当かどうか」であり、この回答はその疑問に答えておりません。 ・「市内で勤務する市職員の給与」と「市外で勤務することも多い市民の給与」を比較することが、なぜ適切と判断されたのか、ご説明ください。 ・また、「市政に関する情報を提供する考え」であるならば、なぜ比較対象は「市内で働く人の平均給与額」にならないのでしょうか。	>回答1)について 御意見として承ります。 >回答2-2)について 繰り返しの回答になりますが、市報については、市民に市政に関する情報を提供する考えから、比較として吹田市に住民票があった者の平均給与額を掲載させていただいております。	人事室	R7.7.14	R7.7.25
20	手続きに関する市民課の対応について	転入届けを提出するのに、2時間以上待たされた。番号札を取る時に、概略でも良いのでどれくらい時間がかかるのか？教え欲しい。何時間かかるのか、言わずに何人待っているとしか、言わないのは、不誠実だと思います。 吹田市役所の市民課は業務の効率化(市民を待たせない)として、届け出等の業務に対して具体的にどのような事に取り組まれているのか？ 是非とも教えて下さい。大変お待たせしましたとアナウンスする前に迅速に対応して欲しいです。	大変申し訳ございません。 現在、設置しているシステムの都合上、番号札をお渡しする際に、待ち時間をお伝えすることが難しい状況となっております。 御指摘を踏まえまして、改善を検討してまいります。 こちらにつきましても、長時間お待たせし、申し訳ございません。 来庁者が多い日には受付人数を増やすこと、様々な事例を共有・研修し、職員のスキルアップを通じて受付の迅速化を図ること、端的で分かりやすい説明ができるように日々の教育・指導を行うこと、事前に用紙の記入方法等を御案内すること等の取組を日々重ねているところではございますが、特に連休明けやいわゆる良縁日には長時間お待たせしている状況です。 今後も様々な取組により、迅速な対応に努めてまいります。	市民課	R7.7.22	R7.7.25

令和7年度(2025年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
21	ゴミ回収の委託車のアナウンスが朝早くからうるさすぎる！！	ゴミ回収の委託車がくるたびに、朝8時～9時までの間に、でかい音で、同じ場所で回収に関するアナウンスが鳴り続ける！ 常識なさすぎる！委託業者め、いい加減にしろ！！！ 15分以上鳴りっぱなし！ さらに高架下の前で15分以上かけっぱなしにされて、よりでかい音で鳴らされ続ける！ 今すぐ止めなければ訴える！ 何時だと思ってんのか！ 睡眠の妨げと仕事の妨げをしゃがって！ 許さない！！！	こちらは、吹田市環境部事業課です。 平素は、ごみの分別と減量、再資源化に御協力いただき、ありがとうございます。 ご指摘いただいた件ですが、吹田市内全域でごみの収集時には市民の皆様へ周知啓発のため放送しています。 収集車の啓発音声の音量につきましては、適度な音量に調整をすることを委託業者に指導しておりますが、市民の皆様から音が小さい、又は大きいなど、両方のご意見を承ることがあります。 今後、適度な音量については非常に難しいところがございますが、市民の皆様のご意見を参考にさせていただき、地域の実情にあった音量に心がけますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。	事業課	R7.7.23	R7.7.28
22	トイレの清掃について	吹田市在住のものです。 せっかくトイレが綺麗になったのに清掃が行き届いてません。 施設の維持管理のなかで清掃は必須ではないでしょうか？ 特に新しくできた駅に近い所のトイレ。 清掃員の方は補充のみで出ていっている。 先週気になった橋にたまっている髪の毛、翌週末ときにも同じところにあった 吹き掃除、掃き掃除は委託業務の中にはいないのか？ 委託内容の開示をしてください。 委託内容がちゃんと履行されているか確認するのは施設管理者の責任じゃないのか？ 他施設管理の点検、確認を、おこなっているのかも開示してください。	ご意見いただいた件につきまして、トイレにおける清掃委託業務の内容については、床等の清掃、紙屑等の処理、ドア・壁面の汚れ落とし、手摺拭き掃除、衛生陶器清掃、ペーパー・石鹼水の補充、金属・鏡磨きとなっています。 業務内容の履行については、清掃業者の提出する清掃作業基準表で確認しており、都度現地での確認は行っておりません。 今後、市民の皆様トイレを気持ちよく利用していただけるよう、清掃業務の改善に努めてまいります。	総務室	R7.7.14	R7.7.30